

島根県告示第116号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により事業の認定をしたので、法第26条第1項の規定により告示する。

平成25年2月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 起業者の名称

出雲市

2 事業の種類

出雲市阿宮地区農業集落排水事業

3 起業地

(1) 収用の部分

島根県出雲市斐川町阿宮及び出西地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

(1) 法第20条第1号の要件への適合性について

申請に係る事業は、島根県出雲市斐川町阿宮地内における延長2,200メートルの区間及び同市斐川町阿宮地内から同市斐川町出西地内までの延長2,360メートルの区間を全体計画区間とする「出雲市阿宮地区農業集落排水事業」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、法第3条第31号に掲げる地方公共団体が設置する直接その事業の用に供する施設に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である出雲市は、一般財源等による財源措置を講じているので、本件事業を遂行する意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

ア 得られる公共の利益

出雲市斐川町阿宮及び出西にまたがって位置する阿宮地区（以下「本地区」という。）は、東部域の上阿宮と西部域の下阿宮の2地域により構成されるが、地形上利用可能な土地が限られていることから、圃場整備事業等により農地の集積化が図られ、農地の有効利用が進められている地区である。

しかしながら、本地区94世帯のうち約49パーセントの46世帯には合併浄化槽が設置されておらず、生活雑排水は直接集落内の排水路に流されている状況であり、排水路の勾配が緩やかな箇所では、雑物の堆積等による施設機能低下だけでなく、悪臭や害虫の発生といった生活環境への影響が生じている。また、農業用排水路の一部では農業用水基準を満たしておらず、水質汚濁の進行による農作物の生育障害も問題となっている。

本件事業の完成により、本地区内の汚水の集水及び処理を行う施設が新設され、本地区の生活環境の改善、生産性の高い農業の実現及び水と有機資源のリサイクルによる循環型農村社会の構築が図られることから、活力ある農村社会の形成に寄与することが認められる。

なお、本件事業の施行に伴う通行規制、騒音、振動等の問題については、適切な工法選定等により必要最小限に抑制するとともに、地区住民の合意を得た上での施行に努めることとされている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

イ 失われる利益

起業者の調査によると、本件事業に係る土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）により、起業者が保護のため特別措置を講ずべき動植物及び文化財は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業に係る処理施設の処理区域については、上阿宮及び下阿宮の2つの処理区をそれぞれ単独の集合処理区域として分割した案（以下「申請案」という。）、2つの処理区を1つの集合処理区域として接続した案及び各戸で合併浄化槽を整備する案の3つの処理区域について検討が行われている。申請案は他の案と比較して、処理施設工事の施工が容易であること、年間経費が廉価であり経済性に優れることから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

さらに、申請案における処理施設の位置については、上阿宮及び下阿宮の各処理区において3つの候補地について検討が行われており、各申請地は他の候補地と比較すると、所要施設を配置しやすい整形な区画であること、処理水の放流先である幹線排水路の近傍であること、処理施設の建設費が経済的であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請地が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性

(3)アで述べたように、本地区においては悪臭や害虫の発生により生活環境へ影響が及んでいること、水質汚濁が進行していることから、できるだけ早期に汚水の集水及び処理を行う施設の整備を図る必要があると認められる。

また、下阿宮・上出西地区農業農村地域整備期成同盟及び阿宮・上出西地区基盤整備準備委員会より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用・使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

よって、本件事業について、法第20条の規定により事業の認定をするものである。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

出雲市役所斐川支所（上下水道局斐川上下水道事務所）